

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知に向けて

県内主要経済5団体へ3機関合同で要請を行いました。

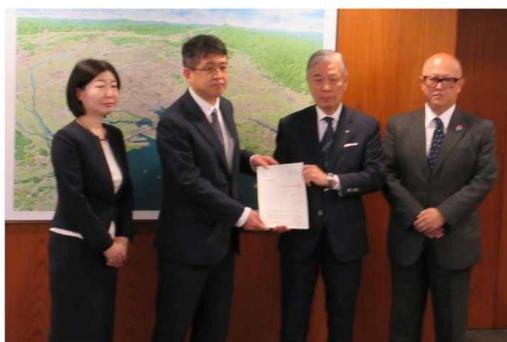
令和6年11月1日に、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されました。

本法は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方に関する取引の適正化や就業環境の整備を図ることを目的としています。

本法が施行されるにあたって、愛知県内で本法を所管する公正取引委員会事務総局中部事務所、中部経済産業局、愛知労働局のそれぞれの長が、合同で、県内主要経済5団体に対して、本法の周知にご協力いただくよう要請しました。



令和6年10月28日
愛知中小企業家同友会



令和6年10月29日
愛知県商工会議所連合会



令和6年10月30日
愛知県経営者協会



令和6年10月30日
愛知県中小企業団体中央会



令和6年10月30日
愛知県商工会連合会